

令和 5 年度

健全化判断比率等 審 査 意 見 書

○ 健全化判断比率

○ 資金不足比率

印西市監査委員

令和5年度健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月24日から令和6年8月2日まで

3 審査の概要

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

記

健全化判断比率	令和5 年度(%)	令和4 年度(%)	早期健全化 基準(%)	財政再生 基準(%)
(1) 実質赤字比率	—	—	12.04	20.00
(2) 連結実質赤字比率	—	—	17.04	30.00
(3) 実質公債費比率	0.5	0.2	25.0	35.0
(4) 将来負担比率	—	—	350.0	

※ 上記の実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、各会計において実質赤字額（資金不足額）が生じておりませんでしたので、「—」で表示しています。

令和 5 年度資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 6 年 7 月 2 4 日から令和 6 年 8 月 2 日まで

3 審査の概要

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

記

資金不足比率	令和 5 年度 (%)	令和 4 年度 (%)	経営健全化 基準 (%)
(1) 水道事業会計	—	—	20.0
(2) 下水道事業会計	—	—	20.0

※ 上記の資金不足比率については、各会計において資金不足額が生じていないため、「—」で表示しています。